認可保育園の利用申込みについて

＜転入出予定者の方へ＞

★転入予定者

※内定した場合，必ず入園月の前月末日までに柏市へ住民票を異動してください。
異動できない場合，いかなる理由があっても内定の取消し又は退園となります。

以下の書類を柏市保育運営課に直接ご提出ください。※締切日必着
第１希望が認定こども園の場合も，柏市保育運営課に郵送ください。※締切日必着
結果は柏市より直接発送いたします。

１．子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【２・３号（保育利用）用】
２．子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書
３．申請書類確認票
４．返信用封筒（長３封筒／12㎝×23.5㎝），１１０円切手（貼付）
　※保護者住所・氏名を記入してください。
５．保育を必要とする事由がわかる書類（例：就労証明書，求職活動状況申告書等）
６．（非）課税証明書等
　※市民税の課税明細がわかる書類の提出がない場合，利用調整時に不利となります。
７．本人確認書類（家族全員分）
　例：マイナンバーカードの写し（表面のみ），運転免許証の写し，住民票等
８．転入誓約書

＊この他に該当するものがある場合は，ご案内のP.8，P11を確認の上，該当書類をご提出ください。

★転出予定者

転出予定先の自治体へ直接申請してください。必要書類や結果等につきましても，各自治体へ直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 柏市　こども部　保育運営課　入園係　℡04-7167-1137